

子育て

子育て支援センター 活動状況報告

6月19日、梅雨時の不快感を吹っ飛ばそうと、色見生涯学習センターで思いっきり遊びました。

段ボール箱で作った車に乗って引っぱって貰ったり、新聞紙などで作った力タツムリに風船を載せて引っぱったり、大きなゴミ袋に子どもたちを入れてお母さんに揺られてもらった



体育館で遊ぼう！

りなど…。あちこちで歓声が上がっていました。

その後、色見総合センターに場所を移して「4・5・6月生まれの子どもの誕生会」をしました。ひとりひとりに「ハッピーバースデー」や季節の歌を歌って、祝い合いました。

問 町子育て支援センター ☎ (62) 3311

気象警報・台風するとき

開館前に警報発令されたら▼
午前中に警報が解除されても、危険性を考慮して閉館します。

開館中に警報発令されたら▼
天候の状況を確認し、安全なタイミングを見計らって速やかに解散します。

利用者の安全を第一に考慮し対応しますので、ご理解ご協力をお願いします。また、当センターは避難所としての指定を受けていないので、もしも自宅での待機が不安な場合には、速やかに各地区に設けてある指定の避難所へ避難してください。

福祉



年金情報流出についてのお知らせ

年金情報流出に関して、熊本県内では約1万4千件の情報流出が確認されています。

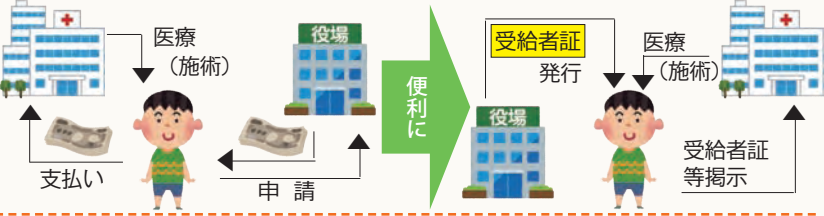
また、日本年金機構から直接の電話やメール、金銭の要求やATM操作をお願いすることは一切ありませんのでご注意ください。

ご心配の人はコチラ
熊本東年金事務所
☎ 096 (367) 2503
日本年金機構 専用窓口
☎ (0120) 818211

問 住民福祉課 福祉係 ☎ (62) 1111 内線132

「子ども医療費」と「ひとり親家庭等医療費」助成制度の 現物給付方式 が始まりました！

「現物給付方式」とは、医療機関受診時に窓口で受給者証と保険証を提示すると、保険診療の自己負担分の窓口払いが不要になることです。



高森町では、利用者の利便性の向上を図るため、平成27年7月診療分から町内の医療機関等においての現物給付方式を導入します。

	子ども医療費	ひとり親家庭等医療費
受診方法	子どもが町内の医療機関等を受診する際には、「受給者証」と子どもの「健康保険証」を提示してください。	町内の医療機関等を受診する際には、「受給者証」と受診される人の「健康保険証」を提示してください。
受診するにあたっての注意点	① 受給者証の提示がない場合や、高森町外の医療機関等を受診した場合は、窓口にて料金をお支払いください。 ※ この場合、今までどおりの「償還払い方式」での対応となりますので、申請書と領収書を役場窓口（健康推進係）へ提出していただきます。 ② 健康保険が適用にならないもの（薬の容器代、文書料、予防接種、健診など）については、助成の対象外となります。 ③ 高森町から転出されると、転出日以降の受給者証は使用できません。転出の際には、受給者証を返還してください。	15歳以上の人（中学生以下の場合を除く）・保護者の方における医療費については、今までどおりの「償還払い方式」となりますので、窓口にて料金をお支払いください。 ※ その他については、「子ども医療費」の場合①～③と同様。 ※ ただし、①の「償還払い方式」の申請書提出先は、住民福祉課福祉係です。
受給者証の交付	はじめての人（出生・転入等）は登録手続きが必要です。健康推進課で登録手続きをされた後、「受給者証」を発行します。 ■ 健康保険証（子どもの加入手続きが済んだもの） ■ 保護者名義の金融機関の通帳（カード） ■ 印鑑（みとめ印で結構です。）	該当される人は、住民福祉課で登録手続きが必要です。手続終了後に「受給者証」を発行します。 ■ 健康保険証（高校生以下の世帯員全員分） ■ 申請者名義の金融機関の通帳（カード） ■ 印鑑（みとめ印で結構です。）

問 高森町役場 ☎ 62-1111

子ども医療費 ▶ 健康推進課 健康推進係 内線 122・123
ひとり親家庭等医療費 ▶ 住民福祉課 福祉係 内線 132・133

「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集します！

障がいのある人への理解を広げるため、作文及びポスターを募集します（参加賞あり）。募集案内など詳細は、ホームページ（熊本県障がい者支援課 お知らせ情報）に掲載しています。

- ▶ 作文：小学生以上
- ▶ ポスター：小学生及び中学生

9/8 まで！

問 〒862-8570（住所記載不要）
県障がい者支援課 ☎ 096-333-2235

【長崎税関】 引揚者のご家族の皆様へ



税関では、終戦後外地から引き揚げて来た方からお預かりした通貨や証券類を保管しています。心当たりのある方は、お問い合わせください。

問 長崎税関 ☎ 0120-828-680
（平日9:00～17:00）
MAIL ▶ nagasaki-sodan@customs.go.jp



問 阿蘇税務署 ☎ 0967 (22) 0551

高校生の税の作文募集（9月4日メ切） 国税庁 検索
テーマ「税の意義と役割について考えたこと」、800～1,200文字

相続税についてのお知らせ

平成27年1月から 相続税の基礎控除額等が変わりました。

【基礎控除額の計算】

【改正前】
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

【改正後】
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

※上記のほか、①相続税の最高税率の引上げ、②未成年者控除及び障害者控除の税額控除額の引上げ、③小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地等の限度面積の拡大などの改正が行われています。

税務